

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成29年4月29日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で

換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

| 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | |
|--------|---------------------|------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 背広上衣 | 下襟からげまつり (すみまつり) | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 | 1枚(10センチメートル)につき 30円 | |
| | | 肩裏まつり | 針目が3センチメートル 間隔に9針以上 | 1枚(17センチメートル×2)につき 37円 |
| | そで付け裏まつり | 針目が3センチメートル 間隔に9針以上 | 1枚(60センチメートル×2)につき | 126円 |
| | | | 前裏すそまつり | 針目が3センチメートル 間隔に5針以上 |
| | 見返し奥星入れ | 針目が3センチメートル 間隔に4針以上 | 1枚(70センチメートル×2)につき | 85円 |
| | | | 見返し7ミリメートル 星入れ | 針目が3センチメートル 間隔に4針以上 |
| | そで口裏まつり | 針目が3センチメートル 間隔に9針以上 | 1枚(32センチメートル×2)につき | 66円 |
| | | | 背裏鎖止め (鎖止め) | 鎖糸ループ長さ1センチメートル |
| | ベントまつり | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 | 1枚(10センチメートル)につき | 16円 |
| | | | 背すそまつり | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 |
| | ズボン | 糸くず取り | | 1枚につき 36円 |
| | | 腰裏かんぬき止め | 8か所 | 1本につき 46円 |
| | | | 腰裏後端まつり | 針目が3センチメートル 間隔に10針以上 |
| | | 前立てまつり | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 | 1本につき |
| 天く裏まつり | | | | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 |
| シックまつり | | 針目が3センチメートル 間隔に6針以上 | 1本につき 32円 | |
| 小またちどり | | | 1本につき 18円 | |
| 内またちどり | | | 1本につき 25円 | |
| ボタン付け | | 小ボタン、糸足つき根巻 4回以上 | 1個につき 12円 | |
| 糸くず取り | | | 1本につき 29円 | |

(2) 婦人服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した

金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

| 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | |
|-------|-----------------|--------------------------------|------------------------|------------------------|
| ワンピース | 見返し端まつり (千鳥) | 針目が3センチメートル 間隔に5針以上 | 1か所につき 13円 | |
| | | すそまつり | 針目が3センチメートル 間隔に4針以上 | 10センチメートルにつき 12円 |
| | スナップ付け | 1センチメートル以上型 | 1組につき 16円 | |
| | | 1センチメートル未満型 | 1組につき 17円 | |
| | かぎホック付け | ウエスト用以外、小、2つ穴 | 1組につき 22円 | |
| | ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき | 10円 |
| | | | 鎖糸ループ付け | |
| | プリーツしつけ | ×印しつけ止め | 1か所につき | 9円 |
| | | | 見返し裏まつり | 針目が3センチメートル 間隔に4針以上 |
| | 肩パット付け | | 1組につき | 36円 |
| | | | 糸くず取り | |

| 品目 | 工程 | 規格 | 金額 | | |
|-------|-----------------|--|--|--|--|
| ブレザー | 見返し端まつり (千鳥) | 針目が3センチメートル 間隔に5針以上 | 1か所につき 16円 | | |
| | | 見返し星入れ | 針目が3センチメートル 間隔に3針以上 | 10センチメートルにつき 34円 | |
| | ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき | 11円 | |
| | | | カボタン付き ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき 13円 |
| | ベント止め | ×印しつけ止め | 1か所につき 10円 | | |
| | 肩パット付け | | 1組につき | 35円 | |
| | | | 糸くず取り | | 1枚につき 27円 |
| | コート | 見返し端まつり (千鳥) | 針目が3センチメートル 間隔に5針以上 | 1か所につき 13円 | |
| | | | スナップ付け | 1センチメートル型 | 1組につき 16円 |
| | | ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき | 11円 |
| | | | | カボタン付き ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 |
| | | ベント止め | ×印しつけ止め | 1か所につき 9円 | |
| | | プリーツしつけ | | 1か所につき | 9円 |
| | | | | 肩パット付け | |
| 糸くず取り | | | 1枚につき | 26円 | |
| | | | スカート | 見返し端まつり (千鳥) | 針目が3センチメートル 間隔に5針以上 |
| スカート | | スナップ付け | 1センチメートル以上型 | 1組につき 16円 | |
| | | | 1センチメートル未満型 | 1組につき 17円 | |
| | | かぎホック付け | ウエスト用、前かん | 1組につき 22円 | |
| | | ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき | 10円 |
| | | | | 鎖糸ループ付け | |
| | ベント止め | ×印しつけ止め | 1か所につき | 9円 | |
| | | | プリーツしつけ | | 1か所につき 8円 |
| | ウエスト裏まつり | 針目が3センチメートル 間隔に7針以上 | 20センチメートルにつき | 32円 | |
| | | | 糸くず取り | | 1枚につき 22円 |
| | 3段前かん | | 1組につき | 22円 | |
| | | | スラックス | スナップ付け | 1センチメートル以上型 |
| | スラックス | スナップ付け | 1センチメートル未満型 | 1組につき 18円 | |
| | | | かぎホック付け | ウエスト用、前かん | 1組につき 22円 |
| | | ボタン付け | 1.8ミリメートル以下、 2つ穴、糸足つき根巻4回以上 2.0ミリメートル以上、 4つ穴、糸足つき根巻4回以上 | 1個につき | 11円 |
| 糸くず取り | | | | | 1枚につき 13円 |
| 3段前かん | | | 1枚につき | 22円 | |
| | | | 1組につき | 20円 | |

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 TEL022-299-8841）

または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075
 石巻労働基準監督署 0225-22-3365
 古川労働基準監督署 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 0224-53-2154
 瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131